

46 日本の口中医免許第一号

佐治職 (さじ・つかさ)

樋口輝雄

日本歯科大学新潟生命歯学部 医の博物館

明治新政府は、衛生行政の一元化のため医師身分の統一を図り、明治八年（一八八五）からは「医制」に基づき、新たに医師を志す者に対して医術開業試験を課した。明治一六年まで各府県において行われ、のちに「旧試験」と呼称されることとなる開業試験については、演者はこれまでも本学会総会において報告してきた。

同試験は、内外科（一般医科）のほかに、暫定的に内科、外科、産科、眼科、口中医、整骨科での受験も認め、及第者には内務省より医術開業免許が下付された。旧試験及第者は約三三〇〇名、そのうちで歯科専門で免許を下付された者は二九名、口中医専門は二名

だった。

演者は昨年中津市で開催された本学会総会のシンポジウムで、旧中津藩出身で明治八年に日本で第一号の歯科免許を得た小幡英之助の事蹟について報告する機会を頂戴したが、今回は兵庫県三田の出身で、小幡英之助に続いて歯科専門医として二番目、口中医専門では第一号の免許を下付された佐治職（さじ・つかさ）について報告したい。

佐治職は、嘉永六年（一八五三）六月一〇日生、明治七年（一八七四）四月一九日に神戸公会（教会）の創立時に洗礼を受けた。宣教師たちの紹介により、同年から横浜でエリオットやパーキンス、ギユリツキの三人の米国人歯科医に従学したが、明治一〇年一月頃兵庫県で「口中医専門」で受験し、第六九号の開業免許を下付される。歯科歴史書の成書『歯科医事衛生史前巻』（昭和一五年刊）は、「明治十年頃、大阪の緒方病院は歯科部を新設して佐治職を聘した。これ大阪における近代歯科医術の権輿であるという」と記載しているが、陸軍軍医監の緒方惟準が退官して緒方病院を

開設するのが明治二〇年であるから、定説となった佐治の「緒方病院勤務」は明治二〇年以降か、あるいは一〇年頃とは、北浜にあった緒方拙齋の適々齋病院のことだったのだろうか。

外務省外交史料館所蔵の『海外旅券下付表』によれば、米国新紐（ニューヨーク）留学のための渡航免状が明治一七年八月一五日付で下付されている。帰国時期は明らかではないが、二〇年六月に旧内務省免状を返納し、口中科医師として医籍に登録。二五年四月頃に齒科研究会に入会し、住所は大阪市西区京町通五丁目九三番地。明治三一年八月発行の『帝国医籍宝鑑』の兵庫県・開業医の部に、神戸市兵庫本町とあり、四年発行の『日本杏林要覧』の「口中科医籍」では「試験」二〇年六月、大阪平民、嘉永六年生、兵庫県有馬郡参田町内参田屋敷」と記載されている。

また歴史書では「生没年不詳」となっているが、『神戸女学院百年史各論』によれば、昭和六年八月に妻が死去後は、神戸元町三丁目小島写真館に姪の小島たつと同居、昭和一二年（一九三七）五月一三日に八四歳

で没し、葬儀は神戸教会の鈴木浩二牧師により行われ、春日野墓地に葬られたという。

佐治の免状下付年月については、明治一〇年発行『内務省衛生局雑誌』第八号に、明治九年六月から一〇年二月までに免状を下付された者六三名が掲載されており、うち兵庫県を受験地とした者の内務省免状番号と専門科は、佐治職（第六九号口中科）、高阪昌孝（第七二号整骨科）、田中松筠（第七七号口中科）であった。高阪昌孝の年齢は五一歳六ヵ月と記され、『明治医家列伝』によれば、免状下付は明治一〇年一月とあり、また東京において内外科を受験した原田貞吉は一〇年二月二日付で第七九号の免状が下付された。

なお、石井研堂の『明治事物起原増訂版』（大正一五年）の「第十三編病医部」の「齒科医の始め」には、小幡英之助の事績とともに掲出され、佐治職について「……（明治）十九年以来、大阪京町堀等に開業すること二十年、後、兵庫県武庫郡住吉村宮西に閑年月を送れり」と記している。